**遺　言　書**

第１条　遺言者は，遺言者の有する全ての財産を処分又は換価し，その代金から遺言者の債務及び処分，換価のために必要な費用並びにその他本遺言を執行するのに必要な費用を控除した残金を，長男△△△（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）と長女×××（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に，各２分の1の割合で遺贈する。

第２条　遺言者は，遺言者及び祖先の祭祀を主宰すべき者として，長男△△△を指定する。

第３条　万が一，遺言者より前にまたは遺言者と同時に長男△△△が死亡していた場合，遺言者は，遺言者の有する全ての財産を処分又は換価し，その代金から遺言者の債務及び処分，換価のために必要な費用並びにその他本遺言を執行するのに必要な費用を控除した残金を，孫□□□（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）と長女×××に，各２分の1の割合で遺贈する。

２　前項の場合，遺言者及び祖先の祭祀を主宰すべき者として，孫□□□を指定する。

第４条　遺言者は，本遺言の遺言執行者として，下記の者を指定する。

記

福岡市博多区博多駅前２丁目１番１号福岡朝日ビル７階

弁護士法人　デイライト法律事務所

２　遺言者は，遺言執行者弁護士法人デイライト法律事務所が，第三者に対してその任務を全面的に行わせる権限を与える。

第5条　遺言者は，遺言執行者に対し，次の権限を付与する。

　①　不動産，預貯金，株式その他の相続財産の名義変更，処分，解約及び払戻し

　②　貸金庫の開扉，解約及び内容物の取出し

③　遺言者の債務に対する弁済

　④　その他本遺言書を執行するために必要な一切の処分を行うこと

第6条　遺言執行者に対する報酬は，遺言執行対象財産全部の評価額の〇％とする。